**【別記１】**（事業者認定申請書）

**合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用**

**に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書**

令和　 年　 月　 日

奈良県木材協同組合連合会 殿

　　　　　　　　　　　　　（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称 ：

代表者の氏名 ：　　　　　　　　　　　　　 印

所属組合：

　　　　　　　　　　　　　　　　TEL： FAX：

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：

貴連合会の認定を得て下記１の証明を行いたいので、合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ | 認定を希望する区分にレ点入れてください。   * 木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明 * コピー用紙原料としての間伐材チップの確認 * 発電利用に供する木質バイオマスの証明 | | |
| ２ | 分別管理を行う  事業場及び名称 | 所在地 | |
| 名称 | |
| TEL　　　　　　　　　　　　FAX | |
| ３ | 取り扱う主要木材・木製品（チップ含）の品目  及び年間取扱数量 | | 別添1のとおり |
| ４ | 事業場等の位置図、敷地、建物、倉庫等の配置図（分別管理区域を明示のこと） | | 別添２のとおり |
| ５ | 分別管理及び書類管理の方針書 | | 別添３のとおり |
| ６ | 創業年、従業員数 | | 創業　　　　　　　　　年  従業員数　　　　　　　人 |
| ７ | その他（JAS、ISO等の工場資格） | | 取得(認定)年度　　　　　　年  取得(認定)番号 |

別添１（事業認定申請書添付）

木材・木材製品の主要品目及び年間取扱数量

申請者名

申請前1年間の取扱数量は、次のとおりです。

（令和　　年　　月 ～ 令和　　年　　月）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 入荷時の状態 | 主な樹種 | 出荷商品の品目  又は名称 | 取扱数量  (本、枚、ｍ３） | 比率 |
| １ |  |  |  |  | % |
| ２ |  |  |  |  | % |
| ３ |  |  |  |  | % |
| ４ |  |  |  |  | % |
| ５ |  |  |  |  | % |

(注)

① ｢入荷時の区分｣ ： 出荷商品の原材料として入荷した時点の状態を記入。

② ｢出荷商品の品目又は名称｣ ： 角材、割り材、板材のほか合板や集成材、チップ、い

す、机などを記入。

　③「比率」：「取扱数量」の単位が異なるため記載できない場合には、空欄でも構いません。

別添２－１（事業認定申請書添付）

事業所等の敷地、建物及び施設の配置状況

（Ａ４の用紙に作成下さい。）

１　様式　任意

２　作成上の注意事項

（１）事務所と分別管理の場所が同一敷地内の場合

　①　事務所の位置図（最寄駅から事務所までの略図）

　　②　分別管理場所の配置図

　　　　　事務所、土場、作業場、倉庫、加工場等の配置図に広さ（ｍ×ｍ）を記載してください。

（２）申請者の住所（いわゆる本店）と分別管理の場所が異なる場合

　　①　本店の位置図（最寄駅から本店までの略図）

　　②　分別管理場所の位置図（最寄駅から分別管理場所までの略図）

　　③　分別管理場所の配置図

　　　　　事務所、土場、作業場、倉庫、加工場等の配置図に広さ（ｍ×ｍ）を記載してください。

* 次ページに記載例（別添２－２）を掲載しています。

別添２－２（事業認定申請書添付）

事業所の位置図



分別管理場所の配置図

|  |  |
| --- | --- |
| 10 12 9  m m m  市道 | 57m |
| |  | | --- | | 作 業 場 |  |  | | --- | | 倉庫 |   18m 11m 13m   |  | | --- | | 倉庫  分別管理  保管区域 |  |  | | --- | | 事務所  8m |  |  | | --- | | 原木置場  分別管理  保管区域 |   8m |

41m

別添３　製材加工（事業認定申請書添付）

**分別管理及び書類管理方針書**

　　　　　　　　 事業所名：

令和 　 年　 月　 日作成

本方針書は、奈良県木材協同組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る自主行動規範（平成２５年１月１８日）」を受け、

□ 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木製品（合法木材）

□ 間伐材ガイドラインに基づき確認するコピー用紙原料としての間伐材

□ 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又

は一般木質バイオマス

（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

１　本方針書は、当 において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品、製材端材等（以下「製品」という。）の取扱いについて適用する。

（分別管理責任者）

２　分別管理を適切に行うため、　 　　　を分別管理責任者として定

める。

３　分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検

を責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

４　原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか否かを確認する。

５　原木の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

６　製材加工等に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように加工する。

７　製品の保管に当たっては、証明材を原料として製造した製品とそれ以

外の木材を原料として製造した製品が混在しないように、それぞれの保

管場所をテープや標識等により明示する。

８　証明材の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ納品書に記載する。

（書類管理）

９ 証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を常備し、適切に記録して管理する。

10 証明書、納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

11 証明材及びそれ以外の木材に係る前年４月～当年３月までの入荷量及び出荷量を６月末日までに実績報告として取りまとめる。

※　記入上の留意点

　　１　□には、申請書に一致するものにチェックを入れてください。

２ 下線部は、申請内容に応じて、記載してください。

３　その他、実情に応じて所要の修正をしてください。

別添３　原木市場（事業認定申請書添付）

**分別管理及び書類管理方針書**

事業所名：

令和 　 年　 月　 日作成

本方針書は、奈良県木材協同組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る自主行動規範（平成２５年１月１８日）」を受け、

□ 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木製品（合法木材）

□ 間伐材ガイドラインに基づき確認するコピー用紙原料としての間伐材

□ 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又

は一般木質バイオマス

（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

１　本方針書は、当　　　　　の市場において、原木及び当該原木を原料として製造する製材品、製材端材等（以下「製品」という。）の取扱いについて適用する。

（分別管理責任者）

２　分別管理を適切に行うため、　 　　　を分別管理責任者として定

める。

３　分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検

を責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

４　原木の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか否かを確認する。

５　原木及び製品の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

６　原木及び製品の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ納品書に記載する。

（書類管理）

７　証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を常備し、適切に記録して管理する。

８　証明書、納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

９　証明材及びそれ以外の木材に係る前年４月～当年３月までの入荷量及び出荷量を６月末日までに実績報告として取りまとめる。

※　記入上の留意点

　　１　□には、申請書に一致するものにチェックを入れてください。

２ 下線部は、申請内容に応じて、記載してください。

３　その他、実情に応じて所要の修正をしてください。

別添３　流通(問屋・小売)（事業認定申請書添付）

**分別管理及び書類管理方針書**

　　　　　　　　　事業所名：

令和 　 年　 月　 日作成

本方針書は、奈良県木材協同組合連合会が作成した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る自主行動規範（平成２５年１月１８日）」を受け、

□ 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木製品（合法木材）

□ 間伐材ガイドラインに基づき確認するコピー用紙原料としての間伐材

□ 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又

は一般木質バイオマス

（以下「証明材」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

１　本方針書は、当　　　　　　　において取り扱う製材品、製材端材等（以下「製品」という。）の取扱いについて適用する。

（分別管理責任者）

２　分別管理を適切に行うため、　 　　　を分別管理責任者として定

める。

３　分別管理責任者は、証明材の適切な分別管理及びその実施状況の点検

を責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

４　製品の入荷に当たっては、納品書等により証明材であるか否かを確認する。

５　製品の保管に当たっては、証明材とそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

６　製品の出荷に当たっては、証明材であることを確認のうえ納品書に記載する。

（書類管理）

７　証明材の入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を常備し、適切に記録して管理する。

８　証明書、納品書、管理簿等の関係書類は、５年間整理保管する。

９　証明材及びそれ以外の木材に係る前年４月～当年３月までの入荷量及び出荷量を６月末日までに実績報告として取りまとめる。

※　記入上の留意点

　　１　□には、申請書に一致するものにチェックを入れてください。

２ 下線部は、申請内容に応じて、記載してください。

３　その他、実情に応じて所要の修正をしてください。